高浜市信用保証料補助制度が変更になります

　令和５年４月１日交付申請分より、次の通り変更になります。（本文中下線部）

　【主な変更点】

　　・補助対象者変更

・補助率、補助金限度額を変更し、１年度あたりの補助限度額を追加

　　・環セ８０、環セ１００の上乗せ補助廃止

　　・３・５・７ナンバーの車両（自動車運送事業用を除く）に係る保証料を補助対象外に変更

　　・申請書の様式、提出書類変更

　　・申請期限変更

◆補助対象事業者

　　市内に事業所または店舗を有し、以下のいずれかの融資を受けた事業者。

・愛知県小規模企業等振興資金融資制度（高浜市を通じて申込したもの）

・愛知県経済環境適応資金融資制度

◆補助対象融資制度

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象融資制度名 | 補助率 | 補助金限度額 |
| **小規模企業等振興資金（振・振小）****経済環境適応資金（環）** | **５０％** | **１年度につき２０万円** |

◇３・５・７ナンバーの車両（自動車運送事業用を除く）の融資分に対する保証料は対象外となります。（下表参照）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ナンバー | ３・５・７ナンバー | それ以外（１・４ナンバーなど） |
| ナンバー色 | 白地に緑文字黄地に黒文字 | 緑字に白文字黒字に黄文字 | 白地に緑文字黄地に黒文字 | 緑字に白文字黒字に黄文字 |
| 車検証表記 | 自家用 | 事業用 | 自家用 | 事業用 |
| 判定 | 対象外 | 対象 | 対象 | 対象 |

◇申請者と車検証の使用者の氏名又は名称が異なる車両の融資分に対する保証料は対象外となります。

◇高浜市外の設備に係る融資に対する保証料は対象外となります。

◇信用保証料を分割で支払った場合は、初回に支払った額が補助金の対象となります。

◇すでに借り入れしていた融資の残額を完済することを条件に借り入れを行った場合は、返済による返戻保証料を差し引いた金額が補助対象となります。

◆提出書類

　①信用保証料補助金交付申請書（様式第１）

②保証協会が発行する信用保証書の写し

③保証協会が発行する返戻保証料の金額がわかる書類の写し（借換を含む場合）

④市税の完納証明書の写しまたは市税確認証明書（様式第２）

⑤保証協会へ提出した出した信用保証委託申込書及び設備の見積書の写し（市内の設備に係る経費を含む場合）

⑥自動車検査証の写し（補助対象となる自動車に係る経費を含む場合）

⑦信用保証料補助金交付請求書（様式第４）

◆申請期限

　融資実行日から３０日以内

　（提出書類⑥を提出する場合は、車検証発行日より３０日以内）